

船橋市自治会連合協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市自治会連合協議会（以下「協議会」という。）に対し、その事業に要する経費について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業及び経費は別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げるとおり、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(立入検査等)

第4条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、協議会に報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

別表（第2条、第3条）

対象事業	対象経費	補助率
(1) 町会・自治会との連絡調整に関する事業	賃金	8 / 10 以内
(2) 町会・自治会活動に関する調査・研究事業	報償費	
(3) 町会・自治会の加入促進に関する事業	賞賜金	
(4) 市政との協働に関する事業	旅費	
(5) 関係機関等との連携に関する事業	消耗品費	
(6) 町会・自治会及び地区連絡協議会の活動の推進に関する事業	燃料費 印刷製本費	
(7) その他住民自治組織の連携の育成と住民福祉の向上に資する事業で、市長が適当と認められる事業	光熱水費 修繕料 通信運搬費 広告料 手数料 筆耕翻訳料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費 負担金 地区連絡協議会助成金 (ただし、補助対象事業の直接経費とならない 交際費、慶弔費、懇親費、 食糧費は除く)	